

保医発0228第2号
平成25年2月28日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成24年3月5日保医発0305第8号）について下記のとおり改正し、平成25年3月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたたい。

記

- 1 別表のⅡの126の(i)の①中「「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」又は「中心循環系マルチルーメンカテーテル」」を「「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーテル」又は「中心循環系動静脈カニューレ」」に改める。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別表) Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 126 体外循環用カニューレ (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、<u>「中心循環系マルチルーメンカテーテル」又は「中心循環系動静脈カニューレ」</u>であること。 ② (略) (2) ～ (7) (略)	(別表) Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 126 体外循環用カニューレ (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」<u>又は「中心循環系マルチルーメンカテーテル」</u>であること。 ② (略) (2) ～ (7) (略)